

序章 問題の所在と本論の構成

第一節 本論の目的と分析視角

(1) 中世民衆宗教史研究の展開

本論は、日本中世における土地制度の基盤を荘園制と捉え、荘園社会を一個の地域単位とした上で、その内部における宗教構造を寺社の存在形態に即して研究しようとするものである。すなわち、荘園社会こそが中世民衆の他ならぬ生活の舞台であったと捉え直した上で、寺社と民衆との関係を基本的軸として、荘園という地域社会における宗教構造を探る試みである。

研究の前提には、中世における民衆と宗教の関係が如何なるものであつたかという根本的な疑問が存する。では、こうした素朴な疑問に対して、研究史はどのように答えてくれるであろうか。

従来こうした課題については、専ら浄土教研究および鎌倉新仏教研究において考察がなされてきた。まず、戦前の橘川正・島地大等・宮崎円遵・松本彦次郎・辻善之助らの研究によって示された発展段階論は、次のようなものである⁽¹⁾。平安浄土教は貴族中心の仏教であつたが、それは世俗的・功利的・迷信的な性格を持ち、民衆を救済する宗教とは成り得なかつた。この動向に対応して、仏教界では僧侶の二重遁世の必要性が生じ、持経者・聖・沙弥という形態を生み出した。彼らは片州意識と末法思想に衝き動かされ、現実的・人格的な宗教を希求する民衆への布教の先端を担つた。こうした遁世の聖による活動は、鎌倉期において行と信仰対象の単一化を志向する新仏教として結実することとなつた。以上が、前述の論者に共通する、平安浄土教から鎌倉新仏教への展開過程である。

こうした発展段階論は、戦後の鎌倉新仏教研究においても受け継がれたと言つてよい。その筆頭として、家永三郎・井上光貞による研究が挙げられる⁽²⁾。井上においては、平安浄土教を貴族社会的浄土教と民間浄土教の重層と捉える視点も打ち出されているが、先の発展段階論について、両者の見解はほぼ共通している。平雅行が指摘するように⁽³⁾、右の説の重要性は、石母田正によつて示されたシエーマ、すなわち古代Ⅱ荘園制、中世Ⅱ領主制という時代像に見合う宗教史像として構築された点にある⁽⁴⁾。すなわち、領主制に相応する宗教として鎌倉新仏教が定置され、これにより先の発展段階論は、社会構成的次元においても強固な地歩を得たのである。以降の研究も、多くは聖の活動に重点を置き、中世宗教の中心と目される鎌倉新仏教を展望するという手法をとることとなつた⁽⁵⁾。

周知のように、こうした仏教史像に対し根本的な疑問を呈したのが、黒田俊雄による顕密体制論である⁽⁶⁾。同論においては、中世

Ⅱ 荘園制と捉え直した上で、一大荘園領主であった顕密仏教寺院を宗教勢力の中心に置く。それ故に鎌倉新仏教は異端と位置付けられ、思想の到達点は別として、宗教的影響力においては卑小なものとして考えられることとなった。既に戦前においても、顕密八宗の教学的重要性は認識されていたが⁽⁷⁾、それを社会的実態として止揚した点に、顕密体制論の意義があると言える⁽⁸⁾。

平雅行は黒田俊雄の研究を三期に整理し、それぞれⅠ「鎌倉仏教における一向専修と本地垂迹」、Ⅱ「中世国家と神国思想」「思想史の方法についての覚書」「一向一揆の政治理念」、Ⅲ「中世における顕密体制の展開」と分類した⁽⁹⁾。特にⅠ期からⅡ期への転換においては、封建権力としての荘園領主の性格を明らかにする前提作業がなされたと指摘している。それには荘園文書が分析の対象とされねばならず、黒田自身も言うように、現存する荘園文書に占める大量の寺社文書の存在に向き合わねばならなかった⁽¹⁰⁾。この史料概念の転換は、平雅行においても意識的に受け継がれている⁽¹¹⁾。こうした通俗的・没個性的な史料への注目によって、狭義の宗教史研究から、全社会的な視点での宗教史研究という枠組みへの転換がもたらされた。寺社文書そのものを分析対象とする姿勢は、一九八〇年代後半から黒田によつて組織された寺院史研究会『中世寺院史の研究』(上・下)において豊かな成果を挙げている⁽¹²⁾。この潮流は、中世史研究の動向そのものを規定するものであり、八〇年代後半以降、日本史研究会・歴史学研究会が中世寺社に関する報告を保持しているのもその影響力の強さを示すものであろう⁽¹³⁾。

平雅行は近年、黒田の見解をさらに推し進め、法然・親鸞らの思想を中世的異端と捉え、それは荘園領主Ⅱ宗教的達人集団、民衆Ⅱ宗教的大衆、という二重構造の存在した時代において、此岸の平等を唱える現実的解放の思想として形成されたとする⁽¹⁴⁾。特に聖による民衆への布教という構図は否定され、荘園制の形成に伴う宗教支配こそが、民衆への宗教理念の浸透であるという構図が打ち出されている。顕密体制論の登場により、民衆への宗教の浸透は、聖の布教によるという図式から、荘園制的宗教支配によるとする図式へと、大きな転換を見せたのである。

(2) 研究史上の問題点

浄土教研究および顕密体制論は、ともに鎌倉新仏教の対立項を旧仏教すなわち顕密仏教に置いていた。しかし、その対立をどの次元のものとして考えるかという点には、大きな懸隔が存在する。端的に言つて、前者は説法という対個人的な言説の次元、後者は領主による経済外強制としての強迫観念の次元にその軸を置いている。この差異は、内発的信仰という質的な問題に注目するか、布教の大勢

という量的な問題に注目するか、という差異でもある。前者は信仰の次元で顕密仏教の墮落・腐敗を説き、後者は社会的多数という点で顕密仏教を評価する。しかし、これには方法論による偏向という問題が内在しているのではないだろうか。

すなわち、前者は史料を法語や説話に求めた結果、往生の確定に至る高次の思弁的な次元に宗教を限定し、後者は莊園文書という支配・収奪の過程で生み出される史料に注目した結果、領主による政治的な虚偽意識の導入に関心を集中させている。そのため、それぞれの研究には固有の問題点が生じていると考えられる。具体的な例を挙げて、両者による研究の問題点を指摘しておこう。

浄土教研究においては、民衆仏教史が聖による布教史の問題に置き換えられており、民衆が置かれた状況そのものには焦点が当てられていない。民衆は法語や説話において間接的に語られるに過ぎず、その具体像が解明されたわけではない。しかし、浄土教発展の時代は一方で莊園制の形成・確立期と重なり、民衆の大部分は莊園公領に生活する存在であつた。民衆の実態を考察する場合、莊園文書を史料としなければならぬが、こうした方法論はとられておらず、あくまで理念としての民衆概念にとどまっている¹¹⁰。

例えば、赤松俊秀「藤原時代浄土教と覚超」¹¹¹は、十世紀を転機とする名主百姓への耕作権の容認とそれによる紛争の激化が、農民の「生きる喜び」「前途の光明」をもたらし、それが浄土教の民衆的基盤をなしたとする。しかし、その農民像は極めて抽象的・演繹的なものであり、そこから農民の心性を推定するには大きな限界が存在する。内発的信仰に言及する以前に、受容基盤たる農民の具体的な宗教的環境が明らかにされる必要があるだろう。

一方、顕密体制論を得て形成された「莊園制的宗教支配による民衆への宗教理念の浸透」というシエーマについても大きな問題点が存在する。平雅行は莊園領主が宗教的達人集団であり、莊民が宗教的大衆であるという二重構造を指摘し、仏教の民衆的世界への浸透の軸に莊園制支配を定置する。具体的に挙げられた施策は、莊園における殺生禁断、末寺末社制、貢納の緩怠に対する宗教領主側の呪咀などである。これを見る限り、宗教領主を畏怖・崇拜しつつ、神仏への奉仕として領主への貢納を行なうという民衆像を構築することは容易である。しかし、中世の民衆とは、実際それほど脆弱なものであるのか。社会経済史の分野においては、莊園制的支配理念を外皮としながら、領主に対して闘争を試みる莊民の姿も明らかにされている¹¹²。領主支配と莊民の力量は、その相互規定性により、相対化が図られるべきものであろう。

右の構図はまた、史料解釈の次元でも問題を内包するように思われる。平雅行は論考「中世仏教の成立と展開」¹¹³において、「又

続宝簡集」五〇、嘉禎二年（一二三六）九月二十七日備後國太田庄四郷在家目録（『鎌倉遺文』五〇四九号）を次のように読解する。「たとえば金剛峯寺は鎌倉初期に備後國太田庄を寄進されると、貞観・藤原期の作といわれる十一面観音像を現地に運びこんで今高野社（現在の今高野龍華寺）を設立して寺領支配の拠点とし、さらに郷ごとに『今高野御子』を設けて村落共同体祭祀をも再編しようとしている」（傍点筆者）。すなわち、領主の末寺末社の巫が荘園内部の各郷に入植し、村落共同体の祭祀に介入しているとするのである。しかし、右の史料は、八幡宮および今高野社の供僧・神主・宮仕・御子の給免となる在家が各郷に存在したことを示すものであり、御子が各郷に在住したかどうかという問題とは無関係である。したがって、村落共同体祭祀の再編を結論できないことになる。右の解釈は、荘園領主の支配理念に即した先見に起因するものである。平によるシエーマは、概して宗教を政治的・経済的な支配の手段・道具とする理解が濃厚であり、この点については遠藤美保子によって根本的な疑問が呈されている³¹⁾。史料解釈すなわち荘園文書の読解の次元においては、多角的視点により、領主の支配イデオロギ―を相対化する姿勢が求められるであろう。

先に指摘した通り、浄土教研究および顕密体制論による宗教理解には大きな懸隔が存在し、それが最終的に民衆仏教の理解に大きな差異を生んでいる。しかし、両者ともに前提に置かなければならぬ重要事項がいくつか存在すると思われる。第一に、民衆とは一体どのような人々を指すのかという点、第二に宗教や布教という問題をどの次元のものとして考えるのかという点である。

前者については、従来の研究における民衆概念に、ある偏向が存在したことを指摘しておこう。近代宗教史学が宗教改革に相当するものとして鎌倉新仏教を定置して以来³²⁾、それにより救済される民衆は「革新」「改革」を体現する理想像として描かれてきた。石母田正は、戦時下の状況を古代、その先にある解放を中世、というように、二つの時代を歴史的現在に重ねて把握した³³⁾。民衆を中世的解放（Ⅱ国家主義からの解放）に導くものは何か、という問いへの回答は、鎌倉新仏教（Ⅱ革新勢力）ということになる。反国家主義の立場をとる家永三郎によって、鎌倉新仏教研究が推進されたのも、決して偶然ではない。すなわち同時代的な要請から、鎌倉新仏教によって救済される民衆に対して、過剰な重みづけが与えられたのである³⁴⁾。法然・親鸞の思想形成の基盤に「荘園制的支配イデオロギ―からの脱却」という民衆の解放願望を見出だす平雅行のシエーマも、民衆への過剰な期待という点では右と大きく異なるものではない。しかし、それは一方で偏向した視点をもたらす一因とも成り得る。そもそも、中世の民衆にとつて旧仏教や荘園制支配と

は、克服されるべき障壁であったのだろうか。中世における民衆宗教運動によつて、実際にそれらが克服・打破された事実は存在するのだろうか。こうした基本的な事実の確定に対しては、過剰な重みづけを排し、より散文的に現実を見る必要があると考える。

本研究ではこうした価値判断を捨象し、あくまで史料に忠実な形で民衆概念を提示したい。すなわち「民衆」を公民支配身分の中核として考えるものであり、荘園公領に生活する人々、具体的には田堵・名主百姓の階層をこれに当てる。これは社会経済史研究における民衆概念からしても、極めて妥当な立場であろう。本研究においては、荘園史研究の成果に学びつつ、田堵・名主百姓の生活における宗教状況を発掘することを急務の課題としたい。

後者については、宗教の定義付けに応じ、対個人的な説法から政治的な虚偽意識まで様々な次元を考えることができる。前者の課題との関連、およびより基礎的な次元から見ると、荘園史研究において宗教がどのように扱われてきたかに注目してみよう。

(3) 荘園史研究における宗教の位置

ここで荘園史研究全般の軌跡を辿ることはできないが、田端泰子による整理を例として荘園史研究における宗教の扱いを考えてみよう²³⁾。田端が整理した荘園研究史の項目は以下の通りである。

- 一 荘園の内部構造
- 1 名 2 国衙・国衙領と支配体制 3 在家
- 4 下人 5 村落・村落共同体
- 二 荘園制と中世社会
- 1 摂関期の政治形態 2 院政期の評価
- 3 在地領主制の形成 4 荘園制論
- 5 鎌倉期の荘園制 6 南北朝・室町期の荘園制
- 7 戦国期の荘園制

二以下については、地域の分割・領有体系としての荘園制が問題とされており、内部構造には関係していない。それゆえ、在地における宗教が関連するのは、一部の部分に限られることになる。しかし、この部分でさえ、広義の宗教を扱っているものとしては5の項目が挙げられるに過ぎない。5で指摘されるのは、中世村落共同体の構成原理である「座」が、在地の寺社を中核としていたという事実である²⁴⁾。寺社は村落共同体の指標としての位置にとどまり、神仏の性格や内部構造については注意が払われてこなかったと言つてよい。後者の問題については、素朴な形ながら一九六〇年代までに豊田武・清水三男・西岡虎之助・萩原龍夫・柴田實・西垣晴次らによ

る先駆的・実証的な研究が存在していた⁽²⁵⁾。また概説にとどまるが、黒田俊雄「荘園制社会と仏教」⁽²⁶⁾は、荘園を舞台として民衆の宗教的環境を描写した、ほとんど唯一の論考である。しかし、それらの成果が荘園史研究において体系的に継承され、研究史上の一項目をなすことはなかつたのである。

その一方で、イデオロギー研究は豊かな成果を挙げており、大山喬平・戸田芳実・河音能平らによつて、荘園領主による村落共同体機能の吸収が指摘されてきた⁽²⁷⁾。特に共同体規制が自治的な法ではなく、荘園を神聖な領域と観念せしめる領主のイデオロギー支配として体现されるという規定は、いまだ大きな影響力を持っている。平雅行によつて提示された図式は、こうした強固な論理基盤を得て形成されたものである。

以上、荘園史研究においては、村落共同体およびイデオロギー研究の分野で宗教が扱われていることを確認した。概してイデオロギー研究が強固な基盤を有しており、それが顕密仏教研究にも大きな影響を与えていることが看取される。しかし、先にも指摘したように、これらの研究は民衆の力量を不当に低く見積もっており、民衆における内発的な心性の解明という視点をも脱落させている。村落共同体の中核として在地寺社が存在し、それが結果的に領主支配の末端を構成したことは十分あり得る事態である。しかし、そこでは在地寺社は民衆の側の如何なる欲求によつて形成され、そこでは如何なる祭祀・修法が展開し、それは民衆の心性において如何なる意義を生み出していたのだろうか。従来⁽²⁸⁾の荘園史研究においては、こうした基礎的な検討を怠つてきたと言つてよい。

浄土教研究との関連からしても、荘園公領に住む人々の多くが、頻繁に高僧の説法に触れ得るといふことは、むしろ想定し難い事態である。彼らにとつて最も接触する機会が多かつたのは、他ならぬ在地の寺社であり、そこにおける祭祀・修法こそが彼らにとつて最も重要な宗教の次元（恒常的・可視的次元）であつたはずである。とすれば、往生の確定という思弁的次元を解明する基盤としても、民衆と在地寺社との関係の究明がもう一つの課題として設定されなければならぬだろう。

(4) 本論の視角と方法論

以上、大きく二つの問題点を掲げたが、これにより本論の指針もほぼ定まってきたと言つてよい。

第一に方法論の点においては、荘園文書を主たる素材とし、荘園社会における宗教を分析対象とすることである。すなわち、特定の荘園を採り上げ、形成・伝領・内部構造などの事実を明らかにしつつ、特に荘園における寺社に注目して、民衆の置かれた宗教的環境

を解明する。無論、その抽出は容易ではなく、また荘園文書そのものも他史料ほどに雄弁な性質のものではない。それ故、本論では方法論上の補強として、特に現地調査の手法を採り入れることとした。現段階において荘園の現地調査は一般化しつつあり、各大学を中心とする活動の成果も相当数にのぼっている³³⁾。しかし、調査の焦点は地名・水利・耕作状況などに偏っており、寺社をめぐる宗教状況は副次的なものとして扱われるに過ぎない。それ故、同一の素材を扱いながら、かつての宮座研究との接点すら見出せない状況に陥っていると思われる。本論における現地調査は、寺社そのものに焦点を当て、民俗学の手法にも学びながら、寺社の存在形態を遡及的に復元する方法をとる。具体的には荘園文書に見える地名・寺社名を現地と照合した上で寺社の所在を確かめ、それが現存する場合には修法・祭祀の執行形態を観察し、かつ周辺の住民からの聞き取りを行なう。さらに、近世文書・寺社縁起・石造物などの発見・読解を心がけ、中世における様態の復元を行なう。

第二に、荘園領主による宗教支配の実態解明とその相対化という目的が挙げられる。事例として、ここでは荘園領主による宗教支配の体現とされる「荘鎮守」の存在とその定義づけの問題点を挙げておこう。戸田芳実・河音能平の定義によれば、「荘鎮守」とは荘園制によって在地に移入され、荘園領主による領域支配を觀念の上で貫徹させる装置であるという³⁴⁾。以降の研究も、こうした見通しに立って進められ、特に荘鎮守によるイデオロギー支配の具体的な在り方が検討されてきた。代表的なものとして、八幡宮放生会による荘園内部への殺生禁断思想の浸透を考察する伊藤清郎の論考が挙げられる³⁵⁾。伊藤の論考は、既に領域支配のイデオロギーとして注目されていた殺生禁断策を、儀礼の過程において具体化した点に意義があると考えられる³⁶⁾。

しかし、事例の点から照射してみると、右の見解にはいくつかの疑問を抱かざるを得ない。まず殺生禁断策については、寺院の側から漁獲量の上限を設定した上で漁撈を容認する例、漁業生産の進展に伴い、領主が荘園における殺生禁断を全面的に撤回した例などが確認される³⁷⁾。宗教支配の貫徹度自体に、根本的な疑義が存在することになる。また荘鎮守として八幡宮が存在するのは、八幡宮領荘園を除けば実際には少数派であろうし、寺社における祭祀・修法としても、放生会がその中核であったとは思えない。この点で、荘鎮守における儀礼について過剰な重みづけをすることはできないと考える。領主による宗教支配の困難な道のりについては、池田寿が高野山領荘園を例に仔細に検討している³⁸⁾。荘鎮守を介した領家の宗教支配については、もはや相対的に評価すべき段階に入ったと言えよう。近時、飯沼賢司は領域型荘園における鎮守社の意義を

検討し、鎮守と用水との関連を指摘した³⁵⁾。荘民における鎮守の意義を明確にした点で、飯沼の提言は有益なものである。本論では、領主による宗教的言説の効用だけでなく、常に荘民からの反作用を意識して考察を行なうこととする。

考察を始めるにあたり、いくつかの前提を設けておきたい。まず、荘園に関する基本的理解である。特に中世前期の地域社会を考える際、基本的な枠組みとして荘園公領の存在は無視し得ない。のちに「惣荘」という概念を生み出すことから、それは中世においてある程度、有機的な地域を形成する起点として認識しなければならぬ³⁶⁾。本論は荘園を一個の地域社会と捉え、その内部における寺社とそれをめぐる宗教構造を考察するものである。翻って、荘園そのものを如何に理解するかは考察の根本に関わる問題であろう。

ここでは特に、素材とする荘園類型の問題について、簡略な限定を行なっておきたい。この問題に関しては、長らく村井康彦による(1)初期荘園、(2)雑役免荘園、(3)寄進地系荘園という三類型が有力であった³⁷⁾。しかし、荘園制研究の動向は特に(2)(3)の概念に修正を迫り、新たに小山靖憲によつて、①初期荘園、②免田・寄人型荘園・領域型荘園の三類型が提唱されるに至つた³⁸⁾。②は特定の田地・人間による支配が認められた過渡期のものであり、③は集落・耕地・山野河海を有機的に含み込んだ荘園であるという。さらに近年では、王家領荘園を例として、周辺の加納をも含み込むものとして荘園を考える視点も打ち出されている³⁹⁾。これらの類型論に対して、本論で大きな提言を行なうことは出来ないが、寺社に関して靜態的かつ動態的な考察を行なうとすれば、その分析対象はほぼ③の領域型荘園に絞られてこよう。それは、対象とする史料の性格からも規定される問題である。

すなわち、寺社の所蔵する文書を分析対象として荘園を考察する限り、ある時代において明確な領有関係が成立している荘園を採り上げなければならず、それは往々にして領域型荘園にならざるを得ないということである。本論では一部を除き⁴⁰⁾、いわゆる領域型荘園を素材とし、その領域に含まれる寺社について考察する方法をとる。本論では特に「荘園社会」という語を用いて分析を展開するが、この語に対しては次のような定義付けを行なっておく。

従来、荘園における被支配の単位としては「荘園村落」という概念が一般的であった。そのため、荘園と村落がほぼ同義のものとして扱われる傾向も見られる。しかし、荘園の領域(四至)には複数の集落が含まれ、山野河海など周縁・間隙地域においても生産諸関係が展開していることは明白である。但し、それは全く恣意的な動態を示すのではない。荘園における生産力の担い手は名主百姓層であるが、名田の耕作権や年貢公事の納入義務は領家・預所との関係

によつて規定されている。彼らの居住権や財産権は、莊園制的収取体系によつて基本的な制約を受けているのである。

こうした規定性を基盤とする限り、名主百姓層の行動は莊園という領域に強く結びついたものとして表現されざるを得ない。紛争の解決がしばしば領家同志の調停によつてなされるのも、こうした規定性に基づくものである。少なくとも中世民衆の大部分を構成する名主百姓層にとつて、莊園という領域と莊園制的収取体系は、その行動の基本原理をなす存在として定置されなければならないのである。本論では、莊園四至に囲いこまれる複数の集落および周縁・間隙地域、かつその上において、莊園制によつて規制されつつ展開する政治・経済・生活など社会的諸関係の総体を「莊園社会」という用語で表現することとする。これは「在地社会」という概念に、莊園制との関係性を加味したものである⁴⁰⁾。

次に、いわゆる宗教というものを如何に理解するかという問題が挙げられる。宗教の定義について発言する意図はないが、行論上の作業仮説として、ある程度の意義付けを行なつておくことも無意味ではあるまい。まず、本研究では「宗教」の語を、感覺特性・社会規範・呪術のレベルから、教義にまつわる高度な思弁までを含むものとして使用することを明言したい。コムストックによる通分野的な整理を見ても⁴¹⁾、「宗教」の位置付けは困難なものであり、自然宗教と創唱宗教との弁別についても大きな難問が横たわっている。しかし、本研究では自然宗教における最低限のレベルまでも分析対象とするため、「宗教」を人類学における「象徴」や「象徴体系」とほぼ同義のものとして扱うこととしたい。

結論的な定義付けを先に言えば、筆者の「象徴」への基本的理解は、ターナーおよびレヴィストロース、近年では竹沢尚一郎のそれに近い⁴²⁾。すなわち、それは五感に訴えることにより、人間の意識の深層に迫り得るものであり、一方では人間の内面の肉体的自然一方では人間の外部における自然の統御（認識）に関わる。特に超自然的存在にまつわる神話と儀礼は重要な位置を占めており、前者は集団の世界観、後者はそれに見合う行動と感覺の規範を規定する。これが最大公約数的な筆者の「象徴」への理解である。

一方、中世における宗教について、研究史からいくつかの限定をしておけば、以下のような特質が挙げられる。a 技術と呪術の未分離、b 生活全般にわたる宗教の融通性、c 神祇・仏法・陰陽道・儒教など諸要素の複合、d 前者の内でも仏法、特に密教の優越、等の事実である⁴³⁾。前近代的な発想の特質として、a b は人類に普遍的な思考形態であり、生活の全般にわたる宗教的要素の卓越は、日本中世においても例外ではない。しかし、それを方向づけているのが、c d の要素である。仏教は大陸の圧倒的な文明の象徴として、

古代国家により日本列島に持ち込まれた。列島において、仏教が自然発生的に受容される必然性は、皆無であつたと言つてよい。その後の仏教の展開も、国家による施策と無縁なものとしては考えられない。紆余曲折はあるにせよ、国家の政策に沿う形で、仏教が日本列島に浸透して行ったことは紛れもない事実である。

仏教が内外の宗教・呪術と一線を画すのは、その圧倒的な言説・論理能力にある。すなわち、仏教経典は数量的にも多大なものがあり、しかもその内容は紀元前からの教団の歴史的経験を含み込むものである。教団は、様々な地方で様々な局面を体験してきた筈であり、したがって経典は人間の生活のあらゆる局面にわたる汎用・弘通性を備えている。しかも、仏教は常に様々な地方における宗教への対応を意識して、言説を展開させてきた⁴⁴⁾。この性格は、日本においても無縁なものではあり得ない。例えば、在来の神に関する言説ですら、仏教はそれを応報などの初歩的な教義に沿つて解釈する姿勢をとる⁴⁵⁾。仏教はその展開過程において、既に数多の宗教を内包する姿勢を胚胎させているのである。それ故、政治的な影響力からも、中世の仏教に対し、宗教的に大きな位置を与えることは妥当なものと考えられる。すなわち、言説の次元においては、常に仏教を中核的なものと意識しつつ、神祇・陰陽道・儒教などを配置する姿勢が採られるべきであろう。

しかし、宗教領主による言説の相対化を目的の一つとして掲げている以上、民衆的世界すなわち土俗的・民俗的世界への意識も必要とされる。つまり、宗教者および教団の活動だけでなく、民衆による宗教の受容形態と反作用が扱われなければならない。中世宗教史における右の問題については、柴田實の提言が鋭い。柴田はかつて、ハンス・ナウマン『ドイツ民俗学の基礎』の記述を引きつつ、次のように述べたことがある⁴⁶⁾。

民間信仰はなんら特定の教義・経典をもたず、統制された宗団組織をもたないといつても、それは必ずしも単純な原始民族の自然宗教と同一視されるべきものではなくて、逆にすぐれた成立宗教の教義を仮冒したり、それによつて扮装したりしていることが多く、その信仰は血縁のないし地縁的共同体の組織と重なり合つて、見方によつてはふつうの教団組織よりも強く人々を規制し、その間にあつてこれを啓発し涵養する民間宗教家の存在することもまたとくに注目しなければならぬ⁴⁷⁾。

既に仏教民俗学が一分野として成立している現在の状況⁴⁸⁾からすれば至極当然の提言であるが、民衆における宗教受容の基礎に血縁的・地縁的共同体を見出し、また聖俗をつなぐ民間宗教家の存在

に注目している点は重要である。

高度な教理・思弁と自然発生的な呪術が混在している中世の宗教についても、右の理解はある程度の指針を提供してくれるだろう。特に民衆においては、柴田の指摘のように宗教の思弁的部分が捨象・変容を受けた上で受容され、自然認識や世界観など感覚的なレベルの規範を提供することが多い。しかも、民衆の生きる社会は地縁・血縁などの共同体によつて構成されており、宗教もまた社会規範と無縁ではあり得ない。それ故、個人の感覚特性の次元に注目するとともに、常に社会との関わりで宗教（象徴）を扱う視点が求められると考えられるのである。本研究においても、教団組織に注目する一方で、世俗における社会組織や秩序との接点を見出し、両者の交渉・融合の過程を分析する姿勢を打ち出したい。

第二節 本論の構成と各章の課題

(1) 考察の諸前提

前節に述べた問題意識から、本研究では中世民衆をとりまく環境として荘園制を重視し、特に在地における宗教の実態を明らかにするため、在地寺社の存在形態と民衆との関係を扱う。

地域社会における寺社の役割については、八〇年代前半に田中文英、九〇年代以降には榎原雅治・久野修義・山下有美らにより重要な提起・総括が行なわれ⁴⁾、特にその文化的・社会的な統合機能が検討された。すなわち、寺社こそが中世における地域形成の核であるという評価が下されるに到つたのである。しかし、黒田俊雄の指摘⁵⁾にもかかわらず、従来の研究においては「在地寺社」という分析概念の曖昧さが桎梏となつてきたように思われる。「在地寺社」の語で一括される寺社は、実際さらに重層的である。領域や経営基盤、組織構成などを念頭に置けば、少なくとも、(1) 地方有力寺社、(2) 荘鎮守、(3) 村落の寺堂・小社、(4) 在地領主の氏神・氏寺、という分類を考えなければならぬ。特に(1)は、中央の末寺末社として独自の領域を持ち、荘園公領と四至を接する「庄公別隔」の地である⁶⁾。境内郷的な集落を内包する場合もあるが、それは「境界」の内部であり、領域としては特殊な存在と考えるければならぬ⁷⁾。方法としては、より一般的な領域型荘園を素材としつつ、(2)・(4)の実態を探っていく必要があるだろう。

考察の前提として、在地寺社の荘園制的編成について、いくつかの事実を確認しておきたい。まず在地における寺社は、十世紀以降の国家的保護の消失に対応する神人・僧侶の地方進出に影響を受け、住人層の受容を経た上で勧請・建立される⁸⁾。これには百姓層の建立による集落単位の寺堂・小社、在地領主級の階層によつて建立

される氏神・氏寺の二系統が存在する。それが独自の領域を形成する場合もあるが、多くは中小神社であるため、神社は荘園の立券によつてその領域に含まれ、領家からの免田を受けて存続する。集落単位の神社には、領家からの補任を受ける僧侶・神主職が存在し、座による修法・祭祀が行なわれる。在地領主の氏神・氏寺は領家の干渉を受けず、僧侶・神主職の補任も在地領主が行なう。こうした二系統の神社の上部構造として荘鎮守が存在するが、これは立券以前のものを引き継ぐ場合と、立券に伴つて新たに建立される場合がある³⁶⁾。以上が、在地神社の荘園制的編成の骨子である。

この前提を踏まえた上で、本論では以下のような順序で考察を展開することとしたい。まず、①荘園における寺院・神祇の性格、および荘官・名主・地頭など各階層との関連を考察し、②荘園領主による神社の支配と荘民の側からの反作用、荘園社会における神社と宗教構造を総括した上で、その変容過程として、③中央の高僧による宗教運動と荘園社会との関連を考察することとする。本論の第一・第二・第三章は右の①の課題に答えるためのものであり、第四・第五章は②、第六・第七章は③にそれぞれ相当するものである。

なお、各章では具体的な素材、すなわち荘園に焦点を当てて考察を展開している。素材となる荘園は、中世前期に関するほぼ全ての文書史料を閲読した上で、右の課題の解明に最適と思われるものを選定してある。結果として研究の蓄積の少ない荘園が選定されることになったため、基礎作業として荘園史的な事実を確定しつつ考察を展開することとする。以下、各章の課題を述べよう。

(2) 各章の分析課題

第一章「荘園社会における寺院法会の意義」では、荘園社会における寺院と住人層との関わり、および寺院の存在意義を探ることを目的とする。特に法会の執行過程を明らかにすることにより、荘官名主層における在地寺院の存在意義を考察したい。具体的には、多数の資料を含む伊勢小町塚塚の瓦経を素材とし、そこに見える埋経供養を例として、寺院における修法の具体像と荘民の参加形態を分析する。研究史上、埋経の意趣は弥勒出生と浄土往生に解消されることが多いが、供養の具体的過程に注目することにより、世俗的・社会的な意義についても考察を行ないたい。

第二章「荘園社会における神祇の複合構造」は、地主神や外来の神がどのように在地社会に定着し、またどのような複合を形成していたかを探る試みである。特に、神祇でなくては代替不可能な固有の意義について考察を展開したい。素材としては、山城国宇治・横島郷を採り上げ、住人に信仰された幾つかの神祇の存在を指摘した上で、個々の存在意義と機能、他神祇と如何に併存・複合していた

かについての考察を行なう。中世神社史の研究は大きく立ち遅れており、近年の西山克・横井靖仁・井上寛司の提言によって漸く本格化しつつある分野である⁶⁵⁾。在地における神社の存在形態についても、今後多くの事例が蓄積される必要があるが、本章はそれに応えるための一つの試みである。

第三章「荘園社会における地頭御家人と寺社」では、考察の対象を在地領主層に移す。陸奥国好島荘を素材とし、地頭御家人と荘鎮守および氏神・氏寺の関係について考察を行なう。武士の氏神・氏寺については、夙に奥田真啓による重厚な研究が存在し、その後の研究も決して少なくはない⁶⁶⁾。しかし、研究の多くは荘園制と切り離して問題を考察しており、また荘園という地域社会において、武士の氏神・氏寺が果たす役割についても明瞭ではない。この問題については、近年の川岡勉・高橋修の研究によって漸く先鞭がつけられたと言つてよい⁶⁷⁾。それらの提言に学びつつ、荘園社会における武士と寺社の関わり、およびその意義を考察したい。

第四章「荘鎮守をめぐる領主権力と在地社会」では、播磨国大郡荘を素材として、荘鎮守の形成過程、および他寺社との関係を明らかにした上で、荘園領主による支配との関連性およびその限界について提言を行なう。従来、荘鎮守は領主支配の体現として考えられてきたが、荘鎮守そのものの形成や組織形態について、具体的な考察はなされていない。しかし、領主支配を具体化する上で、荘鎮守自体の考察が必要であることは当然であろう。ここでは荘園史的事実の確定とともに、荘鎮守の存在形態および地域社会におけるその意義、領主権力との関わりについて考察を展開する。

第五章「荘園社会における寺社と宗教構造」は、ここまでの考察の総括をなすものである。播磨国伊川上荘を素材として、荘鎮守・在地寺社をめぐる荘官・地頭・名主層の動向を明らかにし、荘園社会における宗教構造のモデルを提示したい。伊川上荘は知名度の高い荘園ではないが、荘鎮守であった大山寺に多数の荘園文書が残されており、諸階層と寺社との関連が横断的に観察される。本章では特に領家との関係も視野に入れつつ、荘園という地域社会において如何なる宗教的動向が存在し、それが総体として如何なる構造をとっていたかについて考察を行なう。前章までの成果を有機的に組み込んだ総括を心がけたい。

第六章「大勸進事業の展開と荘園社会」は、俊乗房重源による大勸進事業を検討し、在地寺社および荘園公領との関連から、その民衆史的意義を探ってみたい。土木などの社会事業および慈善救済事業を広汎に展開した点で、重源の活動は鎌倉期における遁世僧の活動の源流をなすものと位置付けられるが、在地寺社および荘園公領との関連は、極めて曖昧な形で語られてきた。その理由には、史料

とされるべき東大寺文書の整理がつけられていないという根本的な問題が存すると思われる。本章では荘園文書の再整理を行ない、重源が民衆に対して如何なる活動を行なったかについて考察する。特に、現世での「開発」と来世の浄土往生への願望に注目し、民衆史の視点から重源の活動を位置づけたい。

第七章「叡尊による殺生禁断活動と荘園社会」は、鎌倉後期に大規模な戒律復興を展開した西大寺叡尊の殺生禁断活動を考察するものである。殺生禁断は荘園領主法への戒律の反映であるが、叡尊の化教によつて民衆にも広く受容されており、その民衆史的意義づけが求められる。本章では、叡尊に提出された「殺生禁断起請文」の内実を探り、殺生戒の実践たる殺生禁断の具体的手続きを検討した上で、それが荘園社会において果たした役割を考察する。荘園における寺社や地頭領主層においても、叡尊の「禁断」は重要な意義を有するが、本章ではさらに名主百姓層における意義についても考察し、叡尊の活動を再検討したい。

終章「総括と展望」では、全章の総括を行なった上で、本章に掲げた研究史上の問題点への検討を行ない、本論の意義を再確認する。さらに従来のいくつかの研究分野に対し、如何なる提言を行ない得るかについて述べ、本論を閉じることとする。

註

(1) 橋川正「平安時代に於ける法華信仰と弥陀信仰」『日本仏教文化史の研究』中外出版、一九二四、初出一九二三、島地大等『日本仏教教学史』明治書院、一九三三、宮崎円遵「中世仏教と庶民生活」『日本仏教史学』一・二・三、一九四一・四二、松本「鎌倉時代に於ける宗教改革の諸問題」『日本文化史論』河出書房、一九四二、辻『日本仏教史』中世篇之一、岩波書店、一九四四、等。

(2) 家永「親鸞の宗教の成立に関する思想史的考察」『中世仏教思想史研究』法蔵館、一九四七、井上『日本浄土教成立史の研究』山川出版社、一九五六、同『日本古代の国家と仏教』岩波書店、一九七一。その他、笠原一男『真宗教団開展史』畝傍書房、一九四二、服部之聡『親鸞ノート』国土社、一九四八、川崎庸之「いわゆる鎌倉時代の宗教改革について」『歴史評論』一五、一九四八、等。

(3) 「浄土教研究の課題」『日本中世の社会と仏教』塙書房、一九九二、初出一九八八。

(4) 石母田『古代末期の政治過程および政治形態』日本評論社、一九五〇、同『古代末期政治史序説』未来社、一九五六、等。
石母田は荘園制を中世の土地制度の基本として考えているが、

『中世的世界の形成』（伊藤書店、一九四六）においては、荘園制を古代的なものとの残存と見做し、社会変革の原動力に領主制を定置するという姿勢をとっている。

(5) 研究は多いが、石田充之『日本浄土教の研究』百華苑、一九五二、赤松俊秀『鎌倉仏教の研究』平楽寺書店、一九五七、藤井学『中世宗教の成立』講座日本文化史三、三一書房、一九六二、田村圓澄『鎌倉仏教の歴史的评价』日本仏教史三、鎌倉時代、法蔵館、一九八三、初出一九六九、速水侑『平安貴族社会と仏教』吉川弘文館、一九七五、平林盛得『聖と説話の史的研究』吉川弘文館、一九八一、二葉憲香『日本古代仏教史の研究』永田文昌堂、一九八四、を挙げるにとどめる。

(6) 「中世における顕密体制の展開」『日本中世の国家と宗教』岩波書店、一九七五。

(7) 島地・前掲註(1)の他、大屋徳城『日本仏教史の研究』東方文献刊行会、一九二九、裕慈弘『日本仏教の開展とその基調』上、三省堂、一九四八、等。

(8) 類似の図式を描いた論者に平泉澄がある。平泉は一九二六年に至文堂より刊行された二つの著書『中世に於ける精神生活』、『中世に於ける社寺と社会との関係』において、中世人の精神および中世文化の基調は仏教であるとし、いわゆる旧仏教の社会的影響力の大きさを強調している。例えば、寺社そのものの数と所有する領地の大きさ、寺社による門前市・金融・工人組織の把握、道路や橋梁の整備、教育や社会福祉事業など、社会のあらゆる側面における寺社の影響力を実証的に考察しようとした。特に仏教の社会への浸透は寺院における子女の教育によるとして、往来物の収集・整理を行なうなど、先駆的な方法論を打ち出している。その発想が黒田俊雄の権門体制論に大きな影響を与えたことは、既に今谷明が指摘している。今谷「平泉澄と権門体制論」『中世の寺社と信仰』吉川弘文館、二〇〇一。

(9) 平「中世的異端の歴史的意義」『史林』六三―三、一九八〇。

(10) 黒田「中世における顕密体制の展開」『黒田俊雄著作集』二、法蔵館、一九九四（初出一九七五）、八八頁、同「顕密体制」同前三〇四頁、等。

(11) 平「中世宗教史研究の課題」『日本中世の社会と仏教』塙書房、一九九二。

(12) 寺院史研究会編『中世寺院史の研究』上・下、法蔵館、一九八八、等。

(13) 日本史研究会中世史部会は一九八七年度に平雅行「中世仏教と社会・国家」（『日本史研究』二九五、一九八七）、一

九九一年度に上川通夫「中世寺院の構造と国家」(『日本史研究』三四四、一九九一)、一九九三年度に久野修義「中世寺院と社会・国家」(『日本史研究』三六七、一九九三)の報告を持ち、歴史学研究会中世史部会は一九九二年度大会に榎原雅治「中世後期の地域社会と村落祭祀」(『歴史学研究』大会報告特集号、一九九二)の報告を持っている。

(14) 平・前掲註(9)。

(15) なお、笠原一男・今井雅晴による研究は、荘園史研究にも留意した数少ない成果である。笠原『親鸞と東国農民』山川出版社、一九五七、今井『時宗成立史の研究』吉川弘文館、一九八一、等。

(16) 『続鎌倉仏教の研究』平楽寺書店、一九六六、初出一九六五。

(17) 入間田宣夫『百姓申状と起請文の世界』東京大学出版会、一九八六、青木美智男他・編『一揆』1、5、東京大学出版会、一九八一。

(18) 『講座日本歴史』三、中世一、東京大学出版会、一九八四。

(19) 遠藤「『悪人正因』理論と顕密体制論への若干の疑問」『年報中世史研究』二三、一九九八。

(20) 原勝郎「東西の宗教改革」『日本中世史の研究』同文館、一九二九、初出一九一一、松本・前掲註(1)、川崎・前掲註(2)。

(21) 石母田・前掲註(4)『中世的世界の形成』。

(22) しかし、一九六九年以降の国民Ⅱ民衆像の変容は明らかであろう。新たな保守傾向という潮流の中で、古代的と目された旧仏教に注目する顕密体制論も形成されてくるのである。村上泰亮『新中間大衆の時代』中央公論出版、一九八四、山崎正和『柔らかな個人主義の誕生』中央公論出版、一九八四、西部邁『大衆の病理』日本放送出版協会、一九八七、等。なお、通時代的な「民衆」概念については、芳賀登『民衆概念の歴史的変遷』雄山閣出版、一九八四。

(23) 田端「荘園研究史」『講座日本荘園史』一、荘園入門、吉川弘文館、一九八九。

(24) 豊田武「大和の踏座」『歴史地理』六四―三・六、一九三四、清水三男「中世の座の特質について」『中世荘園の基礎構造』高桐書院、一九四九、赤松俊秀「座について」『古代中世社会経済史研究』平楽寺書店、一九七二、黒田俊雄「中世の村落と座」『中世村落史研究と村落共同体の理論』『村落共同体の中世的特質』『日本中世封建制論』東京大学出版会、一九

七四（初出は順に、一九五九、一九六〇、一九六一）。近年の成果としては、田村憲美「中世村落の形成と『随近在地』」在「地」、『日本中世村落形成史の研究』校倉書房、一九九四、蘭部寿樹「座的構造論と宮座研究」『歴史評論』五二八、一九九四。

(25) 豊田「神社と村落統合」『中世の村落と神社』『豊田武著作集』六、吉川弘文館、一九八二、初出一九三八、三九、清水「中世村落生活」『日本中世の村落』日本評論社、一九四二、西岡「中世荘民の精神生活」『荘園史の研究』下巻二、岩波書店、一九五六、萩原「中世祭祀組織の研究」吉川弘文館、一九六二、柴田實「中世庶民信仰の研究」角川書店、一九六六、西垣晴次「中世村落における在地社寺」『日本中世村落史の研究』吉川弘文館、一九六六。近年では、藤井昭「宮座と名の研究」雄山閣出版、一九八七、等も重要。

(26) 『日本仏教史』Ⅱ、法蔵館、一九六七。同論文の位置付けについては、平雅行「解説」『黒田俊雄著作集』三、法蔵館、一九九五を参照。

(27) 大山「鎌倉期の村落」『日本中世農村史の研究』岩波書店、一九七八、初出一九六三、戸田「中世文化形成の前提」『日本領主制成立史の研究』岩波書店、一九六七、初出一九六二、河音「中世社会成立期の農民問題」『中世封建制成立史論』東京大学出版会、一九七一、初出一九六四、同「王土思想と神仏習合」『中世封建社会の首都と農村』東京大学出版会、一九八四、初出一九七六。

(28) 整理と提言については、服部英雄『景観にさぐる中世』新人物往来社、一九九五、海老澤衷『荘園公領制と中世村落』校倉書房、二〇〇〇、参照。

(29) 戸田・河音前掲註(27)。同様な規定は、上島享「中世宗教支配秩序の形成」(『新しい歴史学のために』二四二・二四三、二〇〇一)においても受け継がれている。

(30) 「中世国家と八幡宮放生会」『文化』四一一・二、一九七八。

(31) 小山靖憲「荘園制的領域支配をめぐる権力と村落」『日本史研究』一三九・一四〇、一九七四。

(32) 芥米「日本中世における殺生観と狩猟・漁撈の世界」『史潮』新四〇、一九九六。

(33) 池田「高野山と村落神社」『日本歴史』五六七、一九九五。同様な指摘は、佐藤弘夫「荘園制支配と仏神」『日本中世の国家と仏教』吉川弘文館、一九八七。

(34) 「環境歴史学序説―荘園の開発と自然環境―」『民衆史

- 研究』六一、二〇〇一。
- (35) 榎原雅治「地域社会における『村』の位置」『歴史評論』五七五、一九九八。
- (36) 村井『古代国家解体過程の研究』岩波書店、一九六五。
- (37) 小山「古代荘園から中世荘園へ」『歴史地理教育』三二九、一九八一。
- (38) 高橋一樹「中世荘園の形成と『加納』」『日本史研究』四五二、二〇〇〇。
- (39) 第二章では、散在・兼属型の領域について扱っている。目的と理由については、同章の序を参照。
- (40) こうした生業を展開させていた在地社会、それを収取の単位として編成する荘園制との関係については、山本隆志『荘園制の展開と地域社会』刀水書房、一九九四。
- (41) W・Rコムストック『宗教：原始形態と理論』柳川啓一監訳、東京大学出版会、一九七六。
- (42) V・ターナー『儀礼の過程』富倉光雄訳、思索社、一九七六、同『象徴と社会』梶原景昭訳、紀國屋書店、一九八一、C・レヴィストロース『構造人類学』荒川幾男訳、みすず書房、一九七三、同『神話と意味』大橋保夫訳、みすず書房、一九九六、竹沢『象徴と権力：儀礼の一般理論』頸草書房、一九八七。
- (43) 平・前掲註(9)、黒田俊雄『日本中世の国家と宗教』岩波書店、一九七五、佐藤弘夫・前掲註(33)著書、同『日』神・仏・王権の中世』法蔵館、一九九八、等。
- (44) 橋爪大三郎『仏教の言説戦略』頸草書房、一九八六。
- (45) 『日本霊異記』『三宝絵詞』等の説話を参照。
- (46) 柴田「神と仏」『中世庶民信仰史の研究』角川書店、一九六六、初出一九五六、ナウマン『ドイツ民俗学』川端豊彦訳、岩崎美術社、一九八一。
- (47) なお、民俗世界における宗教文化の重層性については、堀一郎も柴田と同時期に同様な指摘を行なっている。堀『我が国民間信仰史の研究(一)』創元新社、一九五五。
- (48) 仏教民俗学の成果は多いが、五来重『仏教と民俗』角川書店、一九七六、伊藤唯真『仏教と民俗宗教』刊行会、一九八四、田中久夫『仏教民俗と祖先祭祀』神戸女子大学東西文化研究所、一九八六、佐々木孝正『仏教民俗史の研究』名著出版、一九八七、宮家準『宗教民俗学』東京大学出版会、一九八九、山折哲雄『仏教民俗学』講談社、一九九三、その他、井上光貞・上山春平監修『大系 仏教と日本人』一〇一一、春秋社、一九八五〇八九、仏教民俗学大系編集委員会編『仏教民俗学大系』一〇七、名著出版、一九八六〇九三、などの著作・企画を挙げ

るにとどめる。

- (49) 田中「中世前期の寺院と民衆」『日本史研究』二六六、一九八四、榎原・久野前掲註(13)、山下「古代中世の寺院社会と地域」『歴史評論』六二三、二〇〇二。その他、細川涼一「中世の律宗寺院と民衆」吉川弘文館、一九八七、林文理「地方寺社と地域信仰圏」『ヒストリア』九七、一九八二、同「中世如法経信仰の展開と構造」『中世寺院史の研究』上、法蔵館、一九八八、浅香山木「中世北陸の在地寺院と村堂」『中世北陸の社会と信仰』法政大学出版局、一九八八、大石雅章「寺院と中世社会」『岩波講座日本通史』8・中世2、一九九四、栗林文夫「中世地方寺院と地域社会」『歴史学研究』七〇二、一九九七、三枝暁子「中世寺院と地域社会」『都市史研究』四二、二〇〇一、等。
- (50) 黒田「荘園制社会と仏教」前掲註(26)。
- (51) 大谷大学所蔵文書、永暦元年五月五日後白河院庁下文、『平』七・三〇九三。
- (52) 山下有美が分析した和泉国春木荘の松尾寺は、この範疇に含まれ、②以下のものと同一視することは難しいと考えられる。山下・前掲註(49)。
- (53) 戸田・河音前掲註(27)、黒田「中世成立期の民衆意識と荘園体制」『歴史学研究別冊特集 世界史認識と人民闘争史研究の課題』一九七一、久野修義「中世法隆寺の成立と別所」『日本中世の寺院と社会』塙書房、一九九九、初出一九八四、同「中世成立期の地域開発と聖」同前、初出一九九七。
- (54) 苅米「荘園制的宗教秩序の形成」『歴史人類』三〇、二〇〇二。
- (55) 西山「『中世神道』論のための覚書」『神道大系・月報』一一六、一九九三、横井「中世神社史研究の基本問題」『新しい歴史学のために』二二七、一九九七、井上「中世神社史研究の課題」『歴史科学』一六二、二〇〇〇。
- (56) 奥田「中世武士団と信仰」柏書房、一九八〇、初出一九三七、四一、清水三男「日本中世の村落」日本評論社、一九四二、村山修一「鎌倉時代の庶民生活」白井書房、一九四九、豊田武「武士団と村落」吉川弘文館、一九六三、河合正治「中世武家社会の研究」吉川弘文館、一九七三。
- (57) 川岡「南北朝期の在地領主・氏寺と地域社会」『ヒストリア』一四二、一九九四、高橋「中世前期における武士居館と寺院」『城(和歌山城郭調査研究会結成一〇周年記念誌』一九九八。